

# 藤原宮大極殿院北門・北面回廊の調査(飛鳥藤原第198次)

## 記者発表資料

独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所

都城発掘調査部(飛鳥・藤原地区)

※ 現地説明会を9月15日(土)13時30分より実施します(少雨決行)。

※ 駐車場はありません。

所在地：奈良県橿原市高殿町

調査面積：1050 m<sup>2</sup>

調査期間：2018年5月28日～継続中

### 【概要】

藤原宮大極殿院北面回廊の中央部分を調査し、北門の存在を確認した。あわせて、北面回廊の構造と造営設計があきらかとなり、大極殿院が綿密な設計と高度な測量技術にもとづいて造営されたことが裏付けられた。また、大極殿院北辺部の整備状況や排水処理の様相が判明し、藤原宮造営過程を理解する上で重要な所見を得ることができた。

## 1. 調査の経緯と目的

大極殿院は藤原宮の中心部に位置する周囲を回廊で囲まれた東西約120m、南北約165mの空間で、その中央には即位や元日朝賀などの儀式の際に天皇が出御する大極殿がある。

大極殿院の調査は、戦前、日本古文化研究所が大極殿、大極殿院南門、回廊の部分的な調査をおこない、戦後は、奈良文化財研究所が1977年度に大極殿北方(藤原宮第20次)、大極殿院西門(同第21次)の調査を実施している。近年は大極殿院の様相解明を目的として、回廊ならびに内庭部の調査を継続的に進めている。回廊については、2001・2016年度に東門および東面回廊(飛鳥藤原第117次・同190次)、2007年度に南門(同第148次)、2009年度に南面回廊

(同第 160 次)、2017 年度に東北隅部 (同第 195 次) の調査を実施してきた。これらの調査成果により、大極殿院回廊は礎石建ちで瓦葺きの複廊であることがあきらかとなり、大極殿院内庭部分は最終的に礫を施して整備されていることが判明している。昨年度に実施した第 195 次調査では、回廊東北隅の柱位置を確認し、東面回廊の規模が確定した。これを受けて今年度は、第 195 次調査区西側の北面回廊中央部分を調査することとした。

今回の調査区の中央部分は第 20 次調査区北半と重複するが、北門や北面回廊の位置や構造については、近年の調査の進展にともない改めて検討する必要性が生じていた。また、これまで大極殿院北部では礫敷の施工は未確認であり、内庭部の整備状況の確認も検討課題となった。本調査では新たに第 195 次調査区との間の 90 m<sup>2</sup>(東西約 5 m)、第 20 次調査区より西の 110 m<sup>2</sup>(東西約 10m) を加えて、北面回廊中央部を広範囲に調査することで、北面回廊の全体像の解明に取り組むこととした。

## 2. 調査の成果

### (1) 藤原宮期の遺構

**北面回廊** 北面回廊の棟通り筋と南側柱筋の礎石据付痕跡 12 間分を検出した。北側柱筋は推定位置が北側の道路およびその法面下にあたるため、未検出である。いずれも礎石は抜き取られており、礎石を据え付けるための穴 (以下、据付穴) と根石を確認した。据付穴は、遺存状況の良好なもので直径 1.2m、深さ 0.2m ほどの大きさで、下部に根石として拳大の礫を詰める。

柱間寸法は大部分が桁行約 4.1m (14 尺)、梁行約 2.9m (10 尺) となるが、藤原宮の中軸線が通る中央間のみ 16 尺に復元できる (1 尺 0.291m)。中軸付近では 1 カ所を除いて根石・据付穴ともに完全に失われているが、その他の据付穴が中軸を挟んで左右対称に配置される状況から、柱間寸法を特定できた。中軸線から第 195 次調査検出の東面回廊棟通りまでの距離は約 58.3 m (200 尺) となり、北面回廊の東西幅は心々距離で 400 尺、入隅間で 380 尺に復元できる。北面回廊南側柱筋から大極殿北側柱列までの距離は約 72.8m (250 尺) となる。

基壇の高まり、基壇外装の据付溝や抜取溝、雨落溝、足場穴などは検出されず、後世の削平を受けて既に失われたものとみられる。

**北門** 前述のように、北面回廊の中央間は他よりも 2 尺広い 16 尺に復元できる。北面回廊の入隅間の距離 380 尺を 1 間 14 尺で割り振ると 27 間で、余り 2 尺を生じる。その 2 尺分中央間を広くとり、出入口としていたとみられる。梁行方向の出は認められず、門の正確な規模は不明である。

**礫敷** 調査区の南部で、大極殿院内庭の整備にともなう礫敷が遺存する状況を確認した。礫敷はこれまで大極殿院南部では確認されていたものの、北部では今回、初めてその存在が明らかとなった。橙褐色粘質土（整地土）の上に拳大の礫を敷き詰めたもので、調査区のほぼ全面に広がる。一方、後述のように運河の上面は埋立土が沈下しており、橙褐色粘質土の下層にさらにもう一面、礫敷が存在する。下層の礫敷は黄橙色の砂質土（整地土）の上に敷き詰められており、大極殿院南部、および朝堂院北辺部の礫敷と施工方法が共通する。下層の礫敷施工後に地盤沈下が生じた運河上面を含めて、大極殿院東北隅部は改めて整地をおこない礫が敷き直されたものとみられる。

なお、下層の礫敷は運河の東 6.0m 付近で収束しており、それ以東は上層の礫敷のみが認められる。したがって、大極殿北辺部では当初は中軸付近に限定的に礫敷が施工されていたとみられる。

## (2) 藤原宮造営期の遺構

**先行朱雀大路** 藤原宮造営に先行して施工された朱雀大路で、南北溝 1 を東側溝、南北溝 3 を西側溝とする。宮造営にともない整地土で埋められる。両側溝心々で約 16m を測る。

**南北溝 1** 調査区中央で検出した幅 1.5m、深さ 0.6m の素掘溝。第 20 次調査検出の SD1921（先行朱雀大路東側溝）の延長部分にあたり、あらたに 5.5m 分を平面検出した。

**南北溝 2** 南北溝 1 の西を平行して走る幅 2.0m、深さ 0.4m の素掘溝。第 20 次調査検出の SD1925 の延長部分にあたり、あらたに 5.5m 分を平面検出した。北面中門を検出した第 18 次調査区において SD1921 と重複し、これに先行して掘削されたことが判明している。

**南北溝 3** 調査区西寄りで検出した幅 2.0m、深さ 0.7m の素掘溝。第 20 次調査検出の SD2065（先行朱雀大路西側溝）にあたる。断面での確認のみで、新規の平面検出はおこなっていない。

**運河** 南北溝 1 の東で検出した幅 6.0m、深さ約 2 m の素掘溝。第 20 次調査検出の SD1901A にあたり、藤原宮造営時に資材を搬入した運河とみられる。排水溝断面での確認のみで、新規の平面検出はおこなっていないが、運河の埋立土は運河の平面形状にそって大きく沈下している。前述のように、その上面で礫敷を 2 面確認した。

**東西溝 1** 調査区東寄りで検出した幅 1.5m、深さ 0.4m の素掘溝。北面回廊の南側柱筋から南へ約 4 m、棟通り筋から 6.7m に位置し、北面回廊の基壇造成後にその裾に掘られた雨水排水のための溝とみられる。平面検出した範囲は部分的であるが、調査区東端から西へ約 16m の位置で北に折れ、後述の南北溝 4 につながる。第 195 次調査で東延長部分を検出しており、東面回廊との接続部分で東面回廊にそって L 字形に南へ折れることを確認している。回廊の完成後、内庭の整備にともなって埋められている。

**南北溝4** 東西溝1の西端から屈曲して北に流れる幅1.5m、深さ0.6mの素掘溝。北面回廊の基壇土を掘り込み、溝下部に破損した瓦を詰めた後、上部を版築状に埋め戻して暗渠とする。東西溝2と重複し、それより新しい。

**東西溝2** 南北溝4より西側で検出した幅0.4m、深さ0.3mの素掘溝。東西約40mにわたって検出した。東西溝1と同様に北面回廊の基壇裾に掘られた雨水排水のための溝とみられるが、北面回廊の南側柱筋から2m、棟通り筋から4.9mに位置し、東西溝1よりも1.8m北に寄る。大部分は第20次調査時に掘削されているが、本来、南北溝4よりも東側へ延びていたとみられる。下層にわずかに残存する堆積土の状況から、南北溝4およびそれと一連の溝である東西溝1よりも先行して設けられたものと理解できる。

**南北溝5** 南北溝4の東約6mに位置する幅0.7m、深さ0.5mの素掘溝。南北約15m分を検出した。東西溝1が埋められた後、上層の礫敷が施される以前に北面回廊の基壇土を掘り込んで設置されており、内庭側にたまった水を一時的に排水する目的で掘られた溝とみられる。

### 3. 出土遺物

藤原宮期の瓦が大量に出土した。土器など他の遺物は僅少である。

### 4. まとめ

#### (1) 大極殿院北面回廊の構造と造営設計が判明し、北門の存在を確認

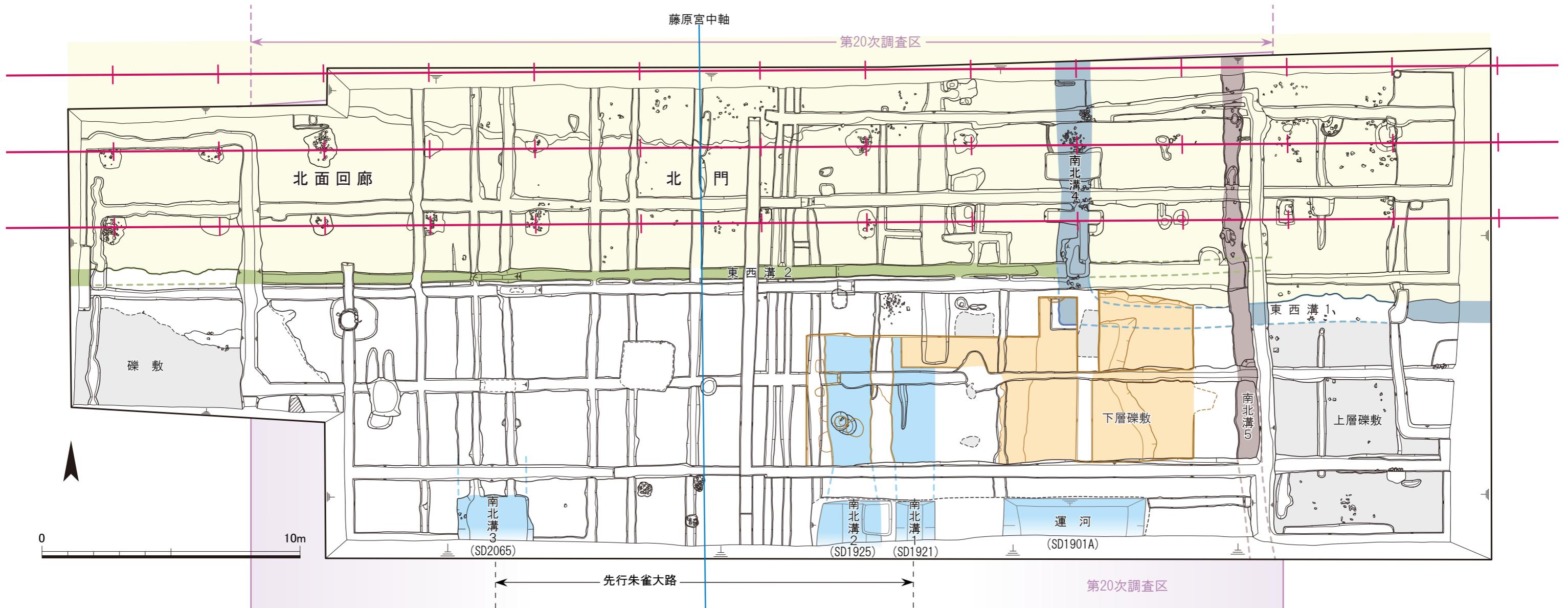
大極殿院北面回廊中央部分の柱位置を確定し、北門の存在をあきらかにすることができた。北門は北面回廊の中央間を2尺広くとり出入口とする。北面回廊は、第195次調査の成果とあわせると中軸より東が200尺となり、東西幅の総長を400尺に復元することができる。また、北面回廊南側柱列から大極殿北側柱列までの距離は250尺となる。大極殿院が綿密な設計と高度な測量技術にもとづいて造営されたことが裏付けられた。

#### (2) 大極殿院内庭北辺部の整備状況が判明

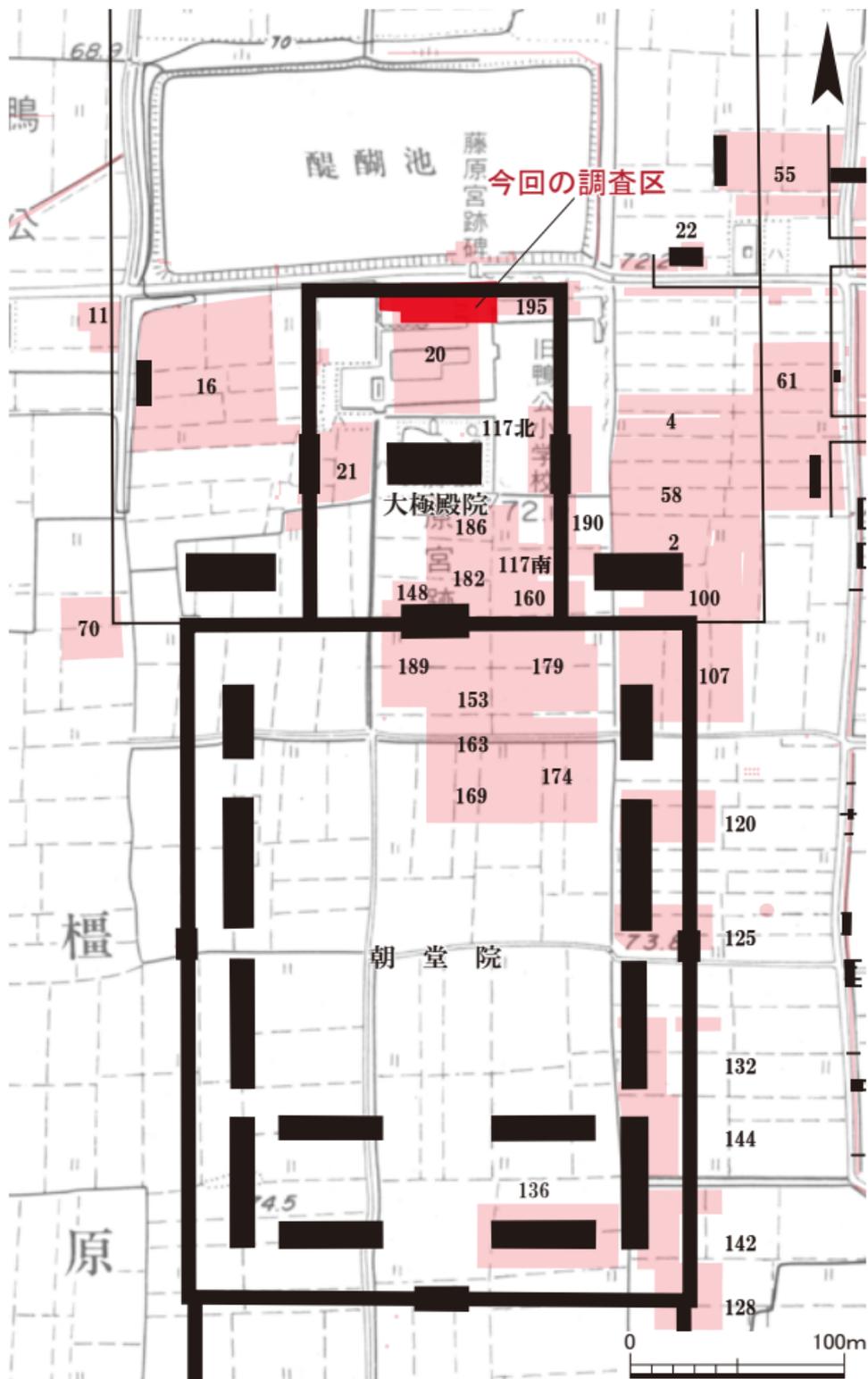
大極殿院内庭北辺部も南部と同様に礫を敷いて整備されたことを確認した。また、運河を埋め立てた部分では礫敷面が大きく沈下しており、沈下した範囲を改めて整地した後に、再度、礫敷を施したことが判明した。ただし、調査区東部、および第195次調査区では下層の礫敷は確認できず、当初の礫敷範囲は内庭の中央部のみであったとみられる。

### (3) 造営段階の排水処理の様相があきらかに

第 195 次調査に引き続き、北面回廊の基壇裾に掘られた雨水排水のための東西溝を検出したが、溝は運河の埋立土が地盤沈下した部分で北に折れ、基壇土を掘り込み暗渠として北流していたことを確認した。また、運河の東側では内庭側から基壇を貫いて南北方向に溝が掘削されており、基壇裾の東西溝が内庭の整備にともない埋められた後は、一時的に基壇を掘り抜いて内庭にたまった水を排水していたものとみられる。運河埋立後の地盤沈下や基壇造成後の内庭側の排水処理に苦慮した様子がみてとれる。



飛鳥藤原第198次遺構平面図



調査位置図